

公 告

次のとおり事後審査型一般競争入札を行うので、安芸高田市財務規則第87条の規定により公告します。

なお、本件は、安芸高田市の電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続きについては、安芸高田市電子入札実施要領（以下「電子要領」という。）にしたがって行わなければなりません（同要領が特に定める例外の場合を除く。）。

平成28年（2016年）4月25日

安芸高田市長 浜田 一義

記

- 1 工事名 矢賀・横田地区水道管布設工事（28-2工区）
- 2 工事場所 安芸高田市美土里町横田
- 3 工事概要 ・土工 1式 ・配水管 HPPE φ150 L=84.40m ・配水管 HPPE φ75 L=799.76m
・配水管 DCIP-GX φ150 L=371.79m ・配水管 SUS φ150A L=27.90m
・配水管 SUS φ80A L=8.25m ・給水設備 19個所
- 4 工期（予定）
契約の日の翌日から平成28年11月30日まで（約6.0ヶ月）
- 5 予定価格
金43,096,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 本工事の入札に参加する者に必要な資格

（1）技術要件以外の要件

次に掲げる要件をすべて満たしていること

なお、イからオまでの要件は、それぞれ特記してある場合を除き、アの業種についてのものとする。

ア 平成27・28年度の安芸高田市の一般競争入札参加資格を認定されていなければならない業種	土木一式工事又は管工事
イ 認定された一般競争入札参加資格の格付けの等級	土木一式工事においてはB・C 管工事においては安芸高田市の 水道漏水修理業者として登録さ れているB
ウ 年間平均工事完成高 ※ アの資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査結果通知書若しくは総合評定通知書（以下「経営事項審査結果通知書」という。）又は基準日がこれより後である経営事項審査結果通知書等による。	5に掲げる予定価格以上
エ 建設業法第15条の許可（特定建設業許可）の要否	不要
オ 建設業法第3条第1項の営業所の所在地	安芸高田市内に主たる営業所を 有する者

カ 右欄に掲げる本件工事に係る設計業務等の受託者以外のものであって、かつ、当該受託者と資本及び人事面において次に掲げる関係にある者でないこと (ア) 当該受託者の発行済株式総数（当該受託者が有限会社である場合は、出資の総額）の過半数を有する (イ) 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている	(株) 松尾設計
キ 開札日までの間に右欄に掲げる工事の入札の落札者でないこと (工区設定工事)	矢賀・横田地区水道管布設工事 (28-1 工区) 横田地区水道管布設工事 (28-1 工区)
ク 全各号のほか、別紙事後審査型条件付一般指名競争入札公告共通事項 1 (1) の要件を満たしていること。	必要

(2) 技術要件

次に掲げる要件を全て満たして、それに関する資料の提出ができること

ア 同種工事の元請施工実績 平成13年4月1日から平成28年4月24日（公告日の前日）までの間に完成検査を受けている、国、地方公共団体又は法人税法別表1の公共法人が発注した右の種類工事の（いずれについても）元請施工実績又は一次下請施工実績を有すること。 ※ 特定共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。	必要 管渠開削工事
イ 配置技術者に係る要件 次に掲げる要件及び別紙（事後審査型条件付一般競争入札公告共通事項）に掲げる要件をすべて満たす監理技術者（又は主任技術者）を本件工事の現場に右の人数以上配置できること (ア) (1) アの業種について建設業法第7条2号イ、ロ、ハに該当する者（1級土木施工管理技士等）であること ※ (1) アの業種がプレストレストコンクリート工事である場合は、土木一式工事について、法面処理工事である場合は、とび・土工・コンクリート工事について、鋼橋上部工事である場合は、鋼構造物工事について建設業法第7条2号イ、ロ、ハに該当する者とする。 (イ) アに掲げる種類の工事（規模要件を除く）において、監理技術者又は主任技術者等（現場代理人等として監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったとも認められるときを含む。）としての経験を有すること	1人以上 (イ)の要件は不要

7 設計図書

(1) 設計図書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧日時	平成28年4月25日から平成28年5月13日までの毎日（休日を除く。）午前9時から午後4時30分まで ※ 休日とは、安芸高田市の休日を定める条例第1号第1項の休日をいう。以下同じ。
イ 閲覧場所	安芸高田市役所本庁 第2庁舎 1階閲覧室

(2) 設計図書に対する質問がある場合は、次によって書面（事後審査型一般競争入札事務処理要綱別記様式2号）を持参のうえ提出すること

ア 受付時間	平成28年4月25日から平成28年5月12日までの毎日（休日を除く。）午前9時から午後4時00分まで
イ 受付場所	安芸高田市建設部管理課入札・検査係（安芸高田市吉田町吉田791 電話 0826-47-1201）

(3) (2) の質問に対する回答書（事後審査型一般競争入札事務処理要綱別記様式2号）は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧時間	平成28年4月25日から平成28年5月13日までの毎日（休日を除く。）午前9時から午後4時30分まで
イ 閲覧場所	安芸高田市役所本庁 第2庁舎 1階閲覧室

8 入札

(1) 入札期間	平成28年5月16日午前9時から平成28年5月17日午後4時まで
(2) 入札場所	電子入札システムによる

9 開札

(1) 開札日時	平成28年5月18日 午前9時10分から
(2) 開札場所	電子入札システムによる

10 資格要件確認書類

(1) 資格要件確認書類提出依頼書により資格要件確認書類の提出を求められた者は、次により提出すること。

ア 提出時間	資格要件確認書類提出依頼書を受け取った日から、同依頼書において指定された提出期限の日までの毎日（休日を除く。）午前9時から午後4時まで
イ 提出書類	(ア) 技術者の資格・工事経験調書（事後審査型一般競争入札事務処理要綱別記様式第3号）
	(イ) 建設工事施工実績証明（願）書（事後審査型一般競争入札事務処理要綱別記様式第4号）
ウ 持参の場合の提出場所	安芸高田市建設部管理課入札・検査係（安芸高田市吉田町吉田 791 電話 0826-47-1201）

11 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10第2項による、いわゆる「最低制限価格制度」の対象工事である。

なお、10の資格要件確認書類の提出後に6の資格要件の確認を行なうものとし、当該書類によって資格要件を満たしていることが確認できない者については落札者とししない。

12 その他

前各項に掲げるもののほか、別紙の事後審査型条件付一般競争入札告示共通事項による。

13 問合せ先

安芸高田市 建設部 管理課 入札・検査係（安芸高田市吉田町吉田 791 電話 0826-47-1201）

事後審査型一般競争入札公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札に参加する者に必要な資格に係るすべての要件は、特別の定めがある場合を除き、開札日において満たしていなければならない。
- (2) 入札に参加する者（特定共同企業体を対象に入札を行なう場合は、入札に参加する特定共同企業体の構成員。（2）において同じ。）は、次の要件をすべて満たしていなければならない。
- ア この公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、安芸高田市の指名除外措置又は下請制限措置又は6（1）の規定若しくは10（6）の規定による入札参加の制限措置の対象となっていないこと。
- イ この公告の日から開札日までの間のいずれかの日においても、建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件工事の請負人となることを禁止する内容を含まない処分であって、すでに安芸高田市が行った指名除外措置の措置理由たる事情の全部又は一部がその処分理由と重複しているものを除く。）を受けていないこと。
- ウ 会社更生法に基づいて更正手続開始の申立てしている者及び民事再生法に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、安芸高田市長が別に定める手続きに基づいて入札参加資格の再認定を受けていること。
- エ 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (3) その所在地について技術要件以外の要件としていることがある建設業法第3条第1項のうち、「主たる営業所」とは、営業所を総括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所で、建設業許可申請書別表に主たる営業所として記載したものをいう。
- (4) 同種（同規模）工事の元請施工実績が「公共工事等」に限定されている場合の「公共工事等」とは、次に掲げる者が発注した工事をいうものとする。
- ア 国及び地方公共団体
- イ 当該工事の発注当時において効力を有していた法人税法別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）
- ウ その他ア又はイに準ずる者が発注した工事
- (5) 同種（同規模）工事の元請施工実績における工種の意義は、次に掲げるとおりである。

工 種 名	内 容
道路改良工事	道路中心線設計・道路縦断設計に基づき施工管理する1車線以上の道路の新設及び改築工事、ただし、この場合の道路とは、道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路とする。
道路工事	上記以外の道路工事、道路維持修繕工事、道路構造物維持工事又は道路災害復旧工事等、ただし、この場合の道路とは、道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路とする。
橋梁下部工事	1車線以上の車道橋における橋台・橋脚の新設工事
河川・砂防改修工事	流量計算に基づいて計画された河川、砂防流路工事又はえん堤工事
河川・砂防工事	上記以外の河川工事、維持修繕又は災害復旧工事
下水処理場工事	下水処理施設の新設又は増築工事、ただし、維持修繕工事は含まない。
下水道工事	上記以外の下水道工事、下水道処理施設の維持修繕工事
管渠開削工事	下水道事業、集落排水事業、水道用水供給事業（給水管を除く。）、工業用下水道事業

	又はかんがい排水事業の管渠埋設工事のうち、開削工法による新設工事
管渠推進工事	下水道事業、集落排水事業、水道用水供給事業（給水管を除く。）、工業用水道事業又はかんがい排水事業の管渠埋設工事のうち、推進工法による新設工事
治山工事	森林法に規定する保安施設事業の溪間工事又は山腹工事
道路舗装工事	道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路において、アスファルト舗装要綱に基づくアスファルト舗装工事（オーバーレイ舗装を含む。）
急傾斜地崩壊対策工事	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊対策工事又は、市町を事業主体とする急傾斜地崩壊対策工事（広島県の補助事業に限る。）ただし、維持修繕工事又は小規模崩壊地復旧工事は含まない。
道路付属物設置工事	道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路における標識、防護柵、道路反射鏡、視線誘導標、道路鉸の設置等の道路付属物設置工事
区画線工事	道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路における区画線設置工事

(6) 技術要件以外の要件において建設業法第15条の許可（特定建設業許可）が不要とされている工事であっても、下請代金の額によっては、建設業法第3条第1項の規定により特定建設業許可が必要となる場合があるので注意すること。この場合には、技術要件において建設業法第7条第2号に規定する者（主任技術者）を配置することとされている工事であっても、建設業法第26条の規定により主任技術者にかえて建設業法第15条第2号に該当する者（監理技術者）を配置しなければならない。

2 入札方法等

- (1) 入札参加者は、電子入札システムを利用して入札書及び工事費内訳書を提出する。ただし、電子入札実施要領で定める手続を経て書面参加を行なうこととした者は、入札書を入札場所に設置した入札箱に投入し、併せて工事費内訳書を入札執行者に提出する。
- (2) 電報又は郵送による入札は、認めない。
- (3) 提出された入札書または工事費内訳書の書換え、引替え、又は撤回は認めない。
- (4) 次に掲げる場合は、その者の入札を無効とする。
- ア 公告に定める入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき
 - イ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき
 - ウ 入札者が2以上の入札をしたとき
 - エ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき
 - オ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に際して不正の行為があったとき
 - カ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき
 - キ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき
 - ク その他関係規則等による場合
- (5) 入札執行者は、開札の結果、第一落札候補者（最低制限価格以上かつ予定価格以下の価格で入札を行なった者のうちの最低価格入札者をいう。ただし、最低価格入札者が二人以上ある場合には、これらの者のうち、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって選ばれた一人の入札者に限る。以下同じ。）を選定するものとする。

なお、当該入札が書面入札である場合にあって、最低価格入札者が二人以上あるときは、電子入札システムを使用することなく、これらの者にくじを引かせて1人の第一落札候補者を選定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員に

くじを引かせるものとする。

(6) 入札執行者は、落札者を決定しないで開札手続を終了するものとする。

3 入札保証金

免除する。

4 工事費内訳書の提出

(1) 入札参加者は、入札の際に工事費内訳書を提出しなければならない。(提出しない者は、入札に参加させない。)

(2) 工事内訳書については、本工事・附帯工事費内訳書(種別程度)の記載を求めるが、様式は、指定しない。

(3) 提出された工事費内訳書が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、当該工事費を提出した入札参加者は資格要件を満たしていないものとみなす。

ア 記名押印がない場合(電子入札システムを使用して提出された工事費内訳書を除く。)

イ 工事名に誤りがある場合

ウ 本工事費・附帯工事費内訳書(種別程度)の記載がない場合

エ 入札書に記載した価格と入札時に提出された工事費内訳書に記載している工事費総額が相違している場合

(4) 入札参加者は、適切な見積に基づいて入札するよう努めなければならない。

(5) 提出された工事内訳書は、必要に応じ、公正取引委員会及び広島県警察本部に提出する場合があるとともに、安芸高田市情報公開条例(平成16年条例第14号)に基づく開示の対象となる。

5 資格要件確認書類の提出

(1) 開札手続の終了後、2(5)の第一落札候補者に対し、資格要件確認書類の提出を求めるものとする。ただし、必要に応じて第一落札候補者以外の入札者に対しても資格確認書類の提出を求めることができる。

(2) 資格要件確認書類を提出する際には、次のとおり添付書類を添付すること。

ア 技術者の資格・工事経験調査(事後審査型一般競争事務処理要綱別記様式第3号)	・「工事経験の概要」欄におけるCORINSへの登録について、有の場合は竣工工事カルテの受領書及び竣工時工事カルテの写しを添付すること。無しの場合は、契約書の写し等(公告で定めた資格要件が確認できるもの。)を添付すること。 ・監理技術者の配置が要件とされている工事にあつては、監理技術者資格証の写し(表裏とも)及び監理技術者講習修了証(平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、指定講習受講修了証)の写し(表面のみ)を添付すること。ただし、平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有しているものについては、監理技術者資格者証の写しのみ添付すればよい。 ・主任技術者の配置が要件とされている工事にあつては、資格を確認できる書類の写しを添付すること(実務経験の場合は、実務経歴書を添付すること)。 ・監理技術者又は主任技術者と請負人との雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し等)を添付すること。ただし、監理技術者証で確認できる場合はこの限りでない。 ・現場代理人以外の「準じる技術者」の場合は、原則として工事の全期間従事していることとし、当該技術者の配置された立場が、「下請を指導する立場」であったことを確認できる施工体系図等を添付すること。 ・「他の工事の従事状況」欄におけるCORINSへの登録について、有りの場合は、工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写しを添付すること。無しの場合
-----------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>は、契約書の写し（工期が確認できるもので可）を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の技術者を記入する場合は、この様式を複写して添付すること。
イ 建設工事施工実績証明（願）書（事後審査型一般競争事務処理要綱別記様式第4号）	<ul style="list-style-type: none"> ・当該工事がCORINS（工事实績情報システム）に登録済みである場合、建設工事施工実績証明（願）に代わるものとして、次の書類を提出することができる。（2種類とも提出が必要であり、提出後に安芸高田市が登録状況を確認した結果、誤り等が判明した場合は、虚偽申請として取り扱う。） ① 当該工事のCORINS登録に係る、竣工時工事カルテ受領書（写）等登録状況が確認できる書類 ② 該当工事の請負契約書及びその添付書類のうち、発注者、受注者、契約金額、契約年月日及び工期が記載してある部分並びに公告で定めた資格要件に合致していることが分かる部分の写し

(3) 資格要件確認書類の提出を求められた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなす。この場合においては、その者に対し指名除外措置を行なうことがある。ただし、制度の周知が徹底されるまでの間は、指名除外措置にかえ不適切であったとの警告を行なうものとする。

ア 市長が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合

イ 資格要件の確認のため職員が行なった指示に従わない場合

ウ 提出した資格要件に虚偽の記載があった場合

エ 提出した資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合

(4) 提出された資格要件確認書類は、これを提出者に無断で使用しない。

(5) 資格要件を満たしていることが確認できないため、入札を無効とする旨の通知を市長から受けた者は、その判断の理由の説明を求めることができる。

6 配置予定技術者の取扱い

(1) 配置予定である監理技術者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

ア 監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者

イ 平成16年2月29日以前に講習を受けた監理技術者資格者証を有する者

ウ 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受け、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者であって、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了書を有する者

(2) 配置予定技術者は、入札参加希望者と直接かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。恒常的な雇用関係とは、入札参加希望書提出日までに引き続き3か月以上の雇用関係があることをいう。ただし、専任配置が要件とされていない工事にあつては、恒常的な雇用関係を要しない。

(3) 配置予定技術者は、契約日時点で配置できる技術者を記載するものとする。なお、技術者の資格・工事経験調書を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3人を限度とする。）の記載することができる。

(4) 工期の延伸等により、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、安芸高田市建設業者等指名除外要綱に基づく指名除外を措置することがある。

(5) 技術者の資格・工事経験調書の提出期限の翌日以降は、その理由を問わず配置予定技術者の変更・差換え等は認めないものとする。

- (6) 落札後、工事の施工に当たって、届け出た配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限るものとする。

7 落札者の決定方法

- (1) 第一落札候補者から提出を受けた資格要件確認資料等により当該工事の入札参加資格の審査を行い、資格要件を満たしていることが確認できる場合は、その者を落札者として決定するものとする。第一落札候補者について資格要件を満たしていることが確認できない場合（4（3）又は5（3）の規定により資格要件を満たしていないものと見なす場合を含む。）は、当該入札を無効とし、以下落札者が決定するまで順次、無効とされた者を除く最低価格入札者から第13条の規定に準じて資格要件確認書類を提出させ、同様の審査を行なうものとする。この場合において、無効とされた者を除く最低価格入札者が二人以上あるときは、これらの者のうち、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって（当該入札が書面入札であるときは、電子システムによらないくじ引きによって）落札候補者として選ばれた一人の入札者について、優先的に審査及び落札者の決定を行なうものとする。
- (2) 落札者の決定がなされた場合には、市長は、その旨を当該工事の入札に参加したすべての者に通知するものとする。

8 契約保証金

安芸高田市財務規則（平成16年規則第39号）第75条の規定により、契約金額の10分の1以上を納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

9 その他

- (1) 書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。

設計図書に対する質問・回答書

平成 年 月 日

安芸高田市長 ○ ○ ○ ○ 様

住 所
商号又は名称

工 事 名 :

工事場所 :

質 問 事 項	
回 答	

(注) 質問に対する回答は、平成 年 月 日 (公告の日) から平成 年 月 日まで、安芸高田市建設部管理課において閲覧に供する。

別記様式第3号

技 術 者 の 資 格 ・ 工 事 経 験 調 書

商号又は名称： _____

(直近の経営事項審査結果通知書の審査基準日 平成 年 月 日)

配置予定技術者の氏名		監理（主任）技術者 ○○ ○○（フリガナを記入）
法令による資格・免許		1級○○施工管理技士 平成○年○月取得（登録番号○○○） （監理技術者資格者証番号 _____）
工事経験の概要	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
	従 事 役 職	現場代理人・主任（監理）技術者・その他（ _____ ）
	工 事 内 容	※ 同種・同規模工事が確認できる内容を記入すること。
	CORINSへの登録	有（ _____ ）・無
他の工事の従事状況	工 事 名 称	
	発 注 機 関 名	
	工 期	
	従 事 役 職	現場代理人・主任（監理）技術者・その他（ _____ ）
	CORINSへの登録	有（ _____ ）・無

- 注1 直近の経営事項審査結果通知書の審査基準日には、現在有効な経営事項審査の結果通知書の審査基準日を記入すること。
- 注2 「工事経験の概要」欄におけるCORINSへの登録について、いずれかに○を付すこと。有の場合は登録番号を（ ）内に記入し、竣工時工事カルテ受領書及び竣工時工事カルテの写しを添付すること。無の場合は契約書の写し等（公告で定めた資格要件が確認できるもの）を添付すること。ただし、配置予定技術者の工事経験が要件とされていない工事にあつては、この欄の記入は不要である。
- 注3 ・監理技術者の配置が要件とされている工事にあつては、監理技術者資格証の写し（表裏とも）及び監理技術者講習修了証（平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、指定講習受講修了証）の写し（表面のみ）を添付すること。ただし、平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有しているものについては、監理技術者資格者証の写しのみ添付すればよい。
- 注4 主任技術者の配置が要件とされている工事にあつては、資格を確認できる書対の写しを添付すること（実務経験の場合は、実務経歴書を添付すること）。
- 注5 監理技術者又は主任技術者と請負人との雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。ただし、監理技術者証で確認できる場合はこの限りでない。
- 注6 現場代理人以外の「準じる技術者」の場合は、原則として工事の全期間従事していることとし、当該技術者の配置された立場が、「下請を指導する立場」であつたことを確認できる施工体系図等を添付すること。
- 注7 「他の工事の従事状況」欄におけるCORINSへの登録について、有りの場合は、工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写しを添付すること。無しの場合は、契約書の写し（工期が確認できるもので可）を添付すること。
- 注8 複数の技術者を記入する場合は、この様式を複写して添付すること。

建設工事施工実績証明（願）書

平成 年 月 日

様

申請者住所
商号又は名称
代表者氏名

印

貴 発注に係る建設工事について、次のとおり施工実績があることを証明してください。

工 事 名	
施 工 場 所	
最 終 請 負 金 額	()
工 期	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
受 注 形 態	単体／共同企業体（出資比率 %）
構造形態・工法等	
延床面積・延長等	

- 注1 完了検査を終了している工事について記載すること。
 注2 施工場所は、都道府県名及び市町村名を記載すること。
 注3 受注形態は、該当しないものを抹消すること。
 注4 公告に記載した同種・同規模又は同一の業種の工事の施工実績について、明確に記載すること。
 注5 本市の発注工事に係る施工実績の場合は、発注者の証明は要しない。
 注6 最終請負金額欄については、当該実績がJV工事（共同施工方式）の場合には、JVで受注した全体額を記載し、()に出資比率に基づいて当該申請者が受注した額を記載すること。
 注7 当該工事がCORINS（工事实績情報システム）に登録済みである場合、この証明書に代わるものとして、次の書類を提出することができる。（2種類とも提出が必要であり、提出後に安芸高田市が登録状況を確認した結果、誤り等が判明した場合は、虚偽申請として取り扱う。）
 ① 当該工事のCORINS登録に係る、竣工時工事カルテ受領書及び竣工時工事カルテの写し等、登録状況が確認できる書類
 ② 当該工事の請負契約書及びその添付書類のうち、発注者、受注者、契約金額、契約年月日及び工期が記載してある部分並びに公告で定めた資格要件に合致していることが分かる部分の写し

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

証明者職氏名

印

資 格 要 件 確 認 書 類 提 出 依 頼 書

平成 年 月 日

様

安芸高田市長 ○ ○ ○ ○ 閣

平成 年 月 日に開札のあった 工事について、入札公告に定める資格要件確認書類を平成 年 月 日までに提出してください。

なお、提出期限までに全ての資格要件確認書類の提出がない場合、資格要件の確認のために職員が行なった指示に従わない場合、資格要件確認書類に虚偽の記載をした場合又は提出された資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合には、当該入札を無効とするほか、指名除外措置を行なうことがあります。

落札者決定通知書

平成 年 月 日

様

安芸高田市長 ○ ○ ○ ○ 閣

次の案件について落札者を決定しました。

工 事 名	
施 工 場 所	安芸高田市
開 札 日 時	平成 年 月 日 時 分
落 札 金 額	円
落札者の称号又は名称	
落札者の所在地又は住所	

入札参加資格不適合通知書

平成 年 月 日

様

安芸高田市長 ○ ○ ○ ○ 閣

貴社が参加した次の入札については、入札に参加する者に必要な資格要件を満たしていると認められませんので、貴社の行なった入札を無効とします。

工 事 名	
施 工 場 所	安芸高田市
開 札 日 時	平成 年 月 日 時 分
資格要件を満たしている と認められない理由	

注：資格要件を満たしていないと認められない理由については、その説明を求めることができます。説明を求める場合は、この通知を受け取った日から3日以内に不適合理由説明請求書（別記様式第11号）を提出してください。

不 適 格 理 由 説 明 請 求 書

平成 年 月 日

安芸高田市長 ○ ○ ○ ○ 様

住 所

商号又は名称

(共同企業体の名称)

代表者氏名

平成 年 月 日付け入札参加資格不適合通知書に記載の、資格要件を満たしていると認められない理由について、その説明を求めます。

工 事 名	
施 工 場 所	安芸高田市
説明を求める理由	
そ の 他	

不 適 格 理 由 説 明 書

平成 年 月 日

様

安芸高田市長 ○ ○ ○ ○ 閣

平成 年 月 日付けで請求のあったこのことについては、次のとおりです。

工 事 名	
施 工 場 所	安芸高田市
資格要件を満たしている と認められない理由につ いての説明	
そ の 他	